

下請取引の適正化に向けた取組

○ 今日、下請事業者では、長時間労働などの問題が顕在化されており、下請取引の適正化に向けて、政府としても「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の活用等により監視・指導していくことが求められる。

○下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）について

親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために昭和31年に制定。

さらに、中小企業の生産性向上のため、下請事業者と親事業者の”win-win”の関係づくりを目指し、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を平成19年6月に制定。

（事例）

- ・ 下請事業者に責任がないのに、親事業者が発注後に下請代金の額を減じることを禁止。
→ たとえ当事者間で協賛金、値引き歩引き等の名目で発注後に一定金額を下請代金から差し引くことで合意している場合であっても、法違反となる。
- ・ 親事業者の社内検査などの事務手続きの遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に、下請代金の支払いを遅らせることを禁止。

(2)下請かけこみ寺の体制強化

①47都道府県の「下請かけこみ寺」において中小企業からの取引に関する相談に親身に対応。

相談件数:3,836件（平成20年度）

②全国の下請かけこみ寺で弁護士による無料相談を実施中（平成20年11月17日開始）

相談件数:394件（平成20年度）

③「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」説明会を全国で開催。

開催回数:469回（平成20年度）

(1)下請代金法の厳格な運用

- ①下請代金法は経済産業省中小企業庁と公正取引委員会の連携により運用。
- ②平成20年度、書面調査を約20万件（平成19年度13万件）実施。
- ③親事業者799社に立入検査を行い、4,729社に対し改善指導・書面警告を実施（平成20年4月～12月）。
- ④重大な下請代金法違反行為について、公正取引委員会へ措置請求を平成20年度に4件実施（企業名を公表）。その後、公正取引委員会による勧告を実施※。

（参考）平成20年12月末までの実績

- ・立入検査 799社（うち特別立入検査 116社）
- ・特別事情聴取 32社
- ・改善指導・書面警告 4,729社
- ・措置請求 4社（平成20年度通年実績）
- ・減額分や支払遅延分の返還額 総額約11.1億円（親事業者計199社）

※公正取引委員会における運用状況

平成20年度、書面調査を約20万件、勧告を14件実施。

（平成20年12月末までの実績）

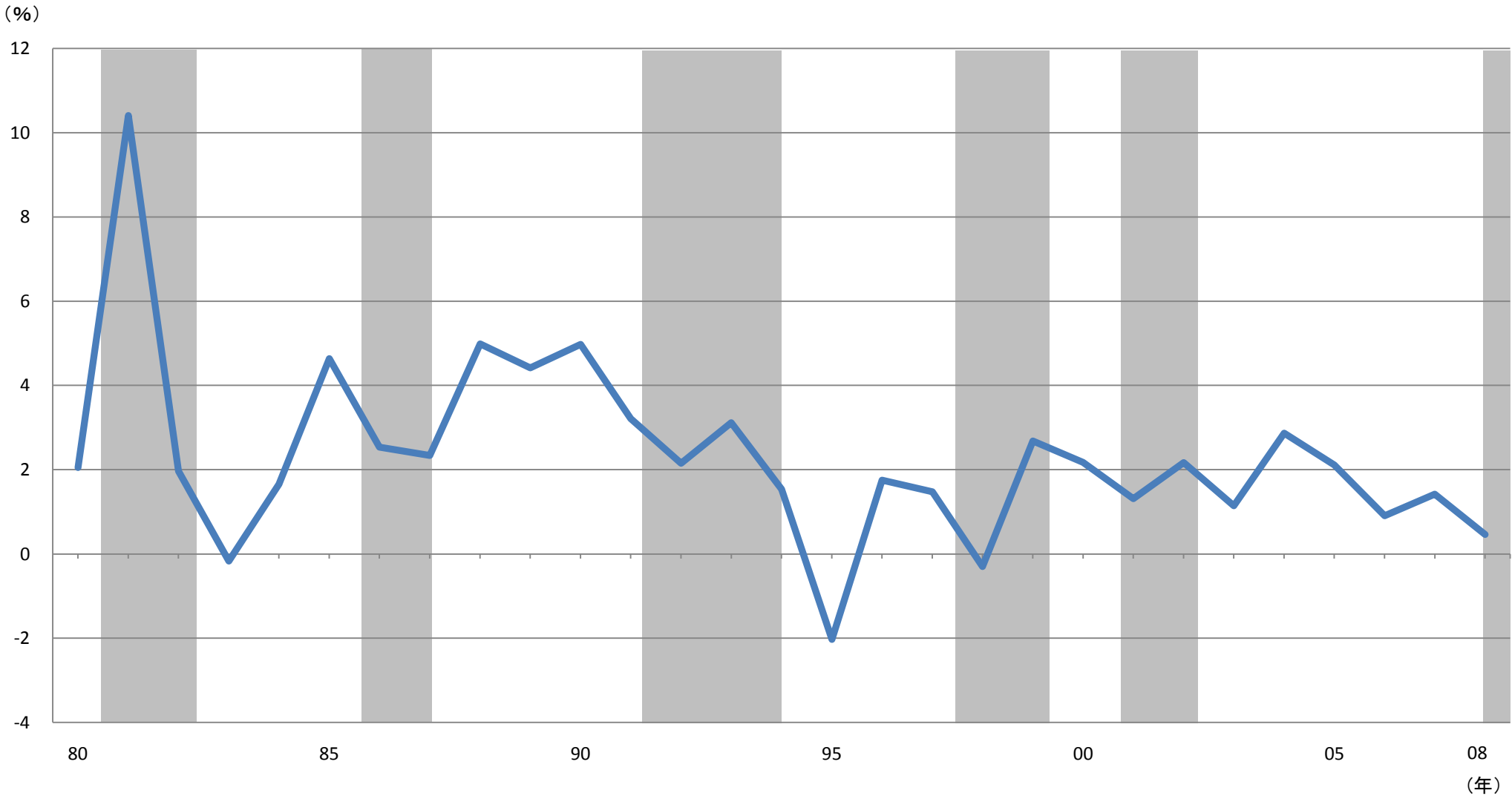
- ・警告（書面警告、口頭警告） 2,227件
- ・返還額 総額約30億円

(3)下請代金法の普及啓発

- ①企業の経営者等を対象に、法令遵守の徹底を促すため、下請代金法のセミナーを全国96カ所で開催。
- ②また、親事業者の調達担当等を対象に、下請代金法講習会を開催。平成20年度は全国92カ所で開催。

労働生産性の伸び率の推移

○ 時間あたりの労働生産性の伸びは、近年低水準で推移している。



(資料出所)内閣府「国民経済計算」、総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

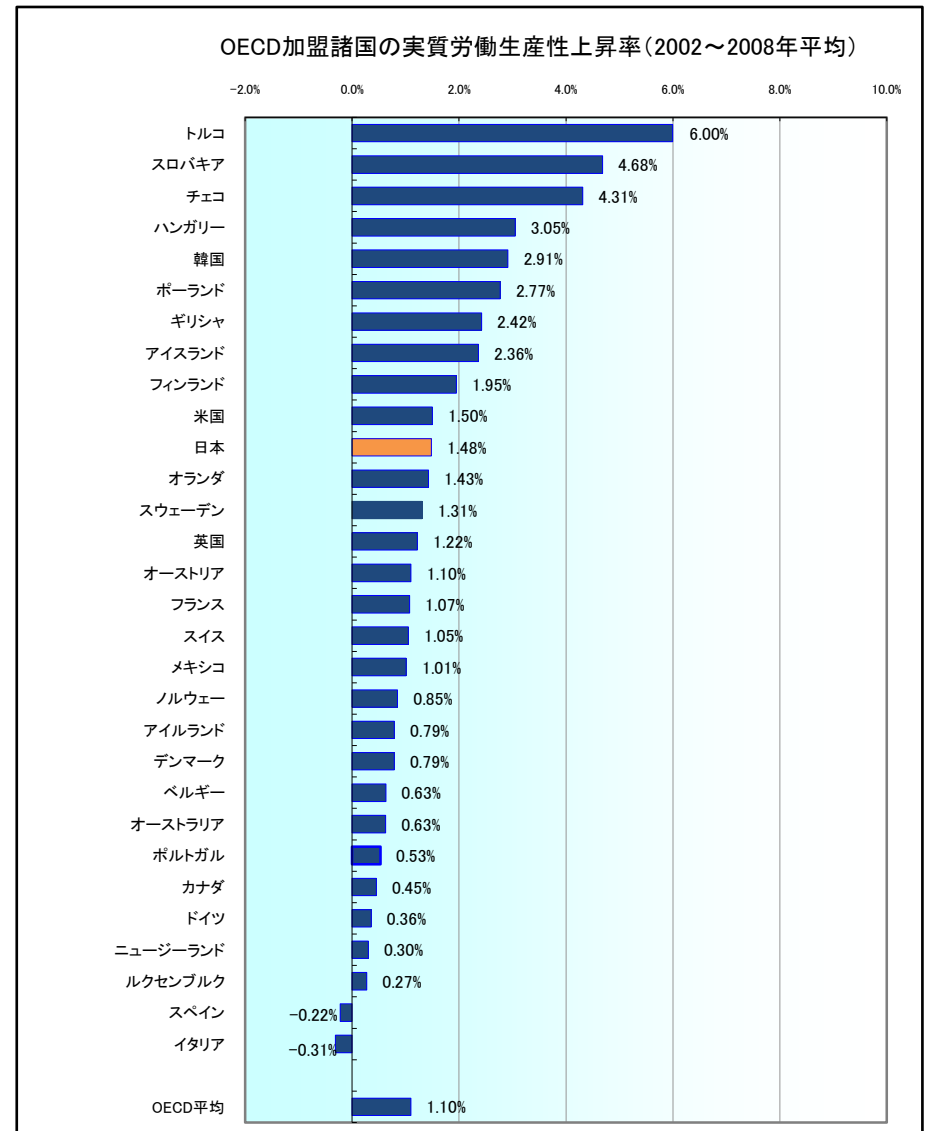
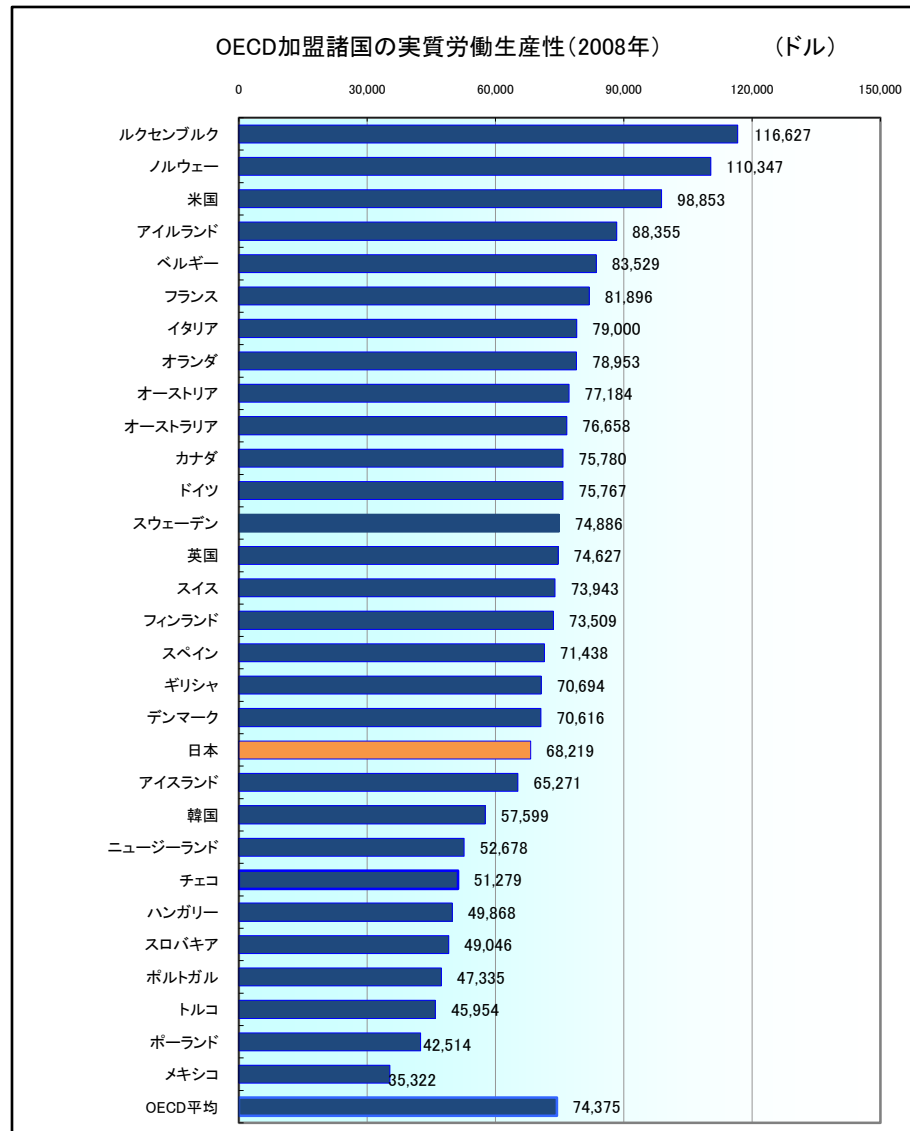
(注)1. 労働生産性=実質GDP/(就業者数×総労働時間数)として算出。

2. 実質GDPについては、1980年は「平成2年基準(68SNA)」固定基準年方式、1981～1994年は「平成7年基準(93SNA)」固定基準年方式、1995～2008年は「平成12年基準(93SNA)」連鎖方式による。

3. シャドーは景気後退期

労働生産性の国際比較

- 日本の労働生産性は、OECD加盟30カ国中20位と低い水準にある。
- 日本の労働生産性の上昇率(2002～2008年平均)は1.48%と、OECD平均(1.10%)よりも高い水準にある。



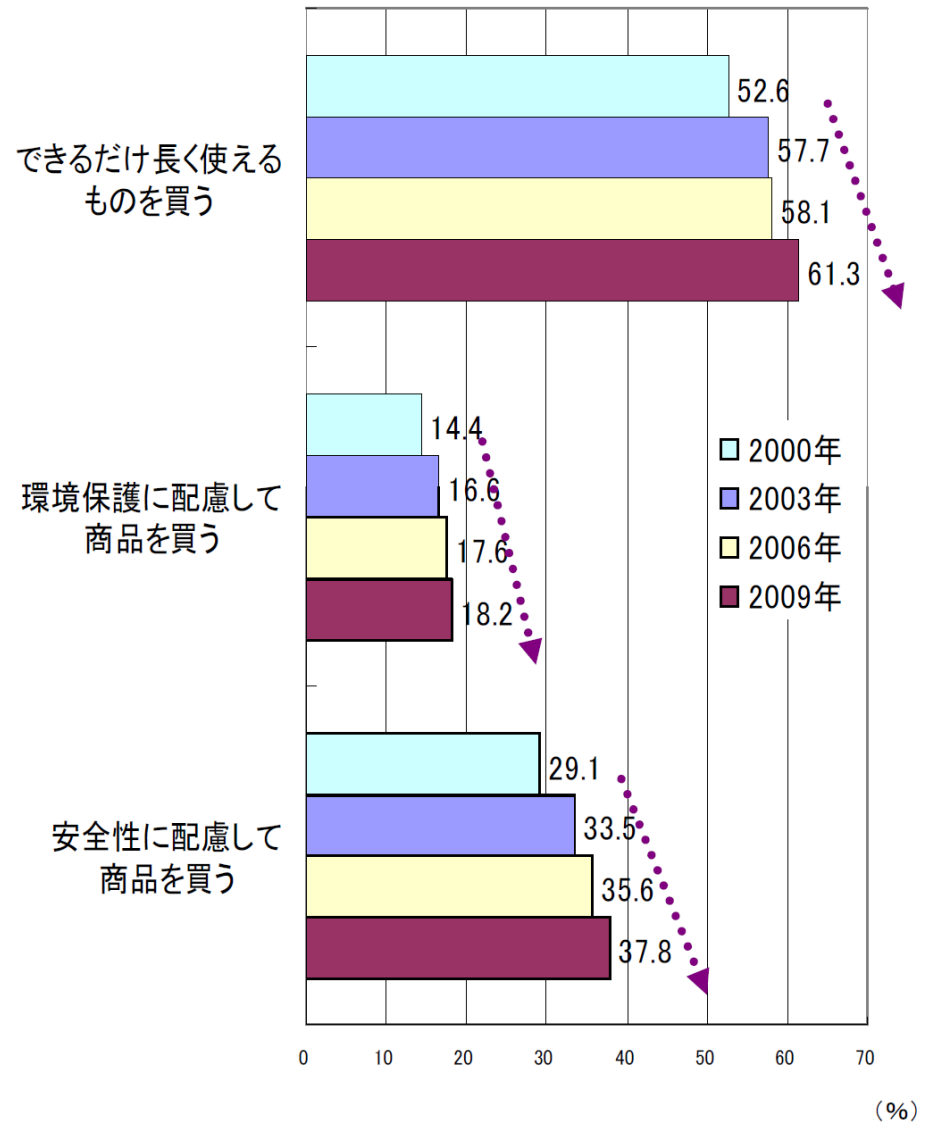
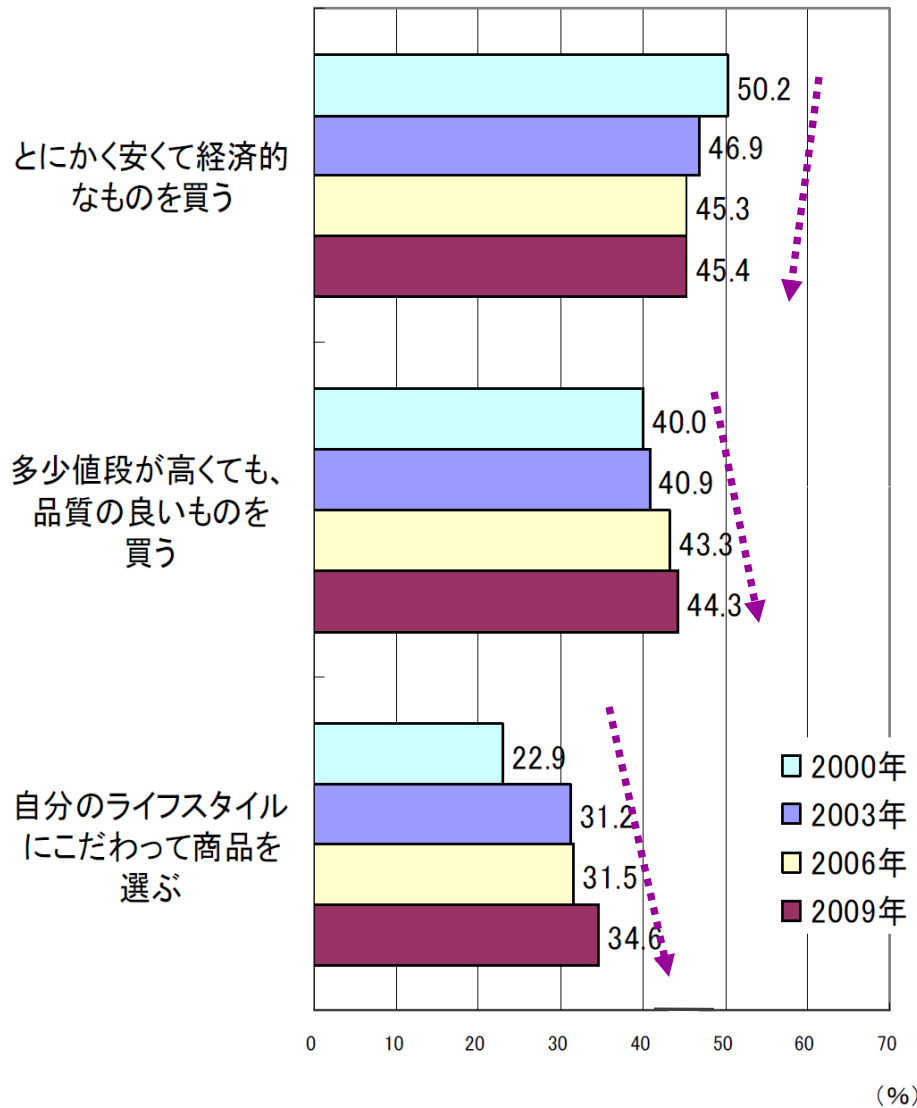
(資料出所) 財団法人生産性本部「労働生産性の国際比較・2009年版」。

(注) 就業者1人あたり国内総生産=GDP労働生産性。数値は、購買力平価によってドル換算したもの。

消費者動向の経年変化

○ 消費者動向として、安さ重視の傾向は弱まっており、こだわり傾向が強まっている。

(複数回答)



企業・労働者を取り巻く 公的な枠組みについて

被扶養者の税・社会保障制度

○ 被扶養者は年収103万円、130万円を区切りとして、税や社会保障制度の対象となる。

被扶養者のパート収入と税(一例)

妻のパート収入	夫の税金				妻の税金	
	配偶者控除		配偶者特別控除		所得税	住民税(所得割)
	所得税	住民税	所得税	住民税		
103万円以下	○	○	×	×	かからない	100万円以下はかからない
103万円超141万円未満	×	×	○ ↓ △	○ ↓ △	かかる	かかる
141万円以上			×	×		

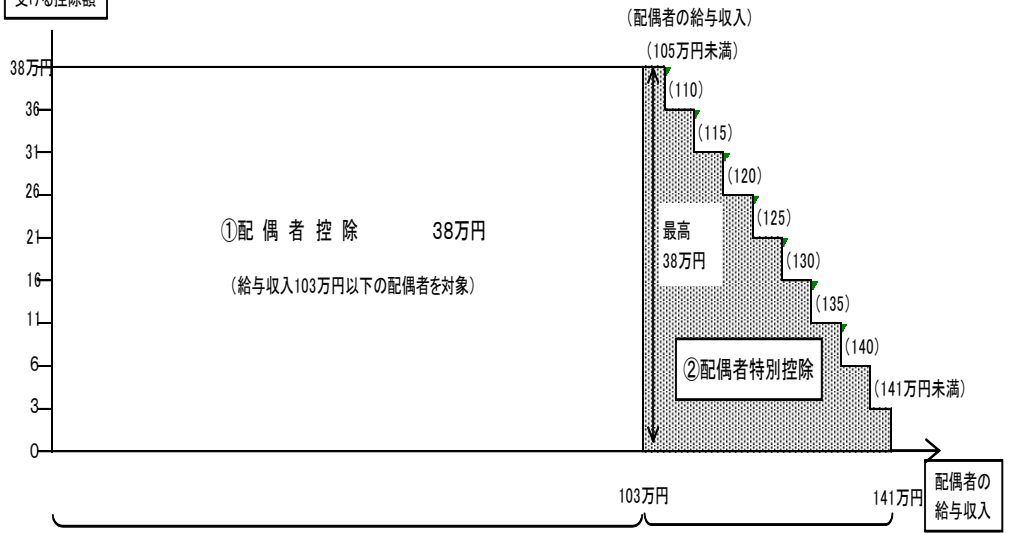
※記号の説明 ○: 受けられる、△: 収入に応じて減少、×: 受けられない

被扶養者の厚生年金、健康保険適用の有無

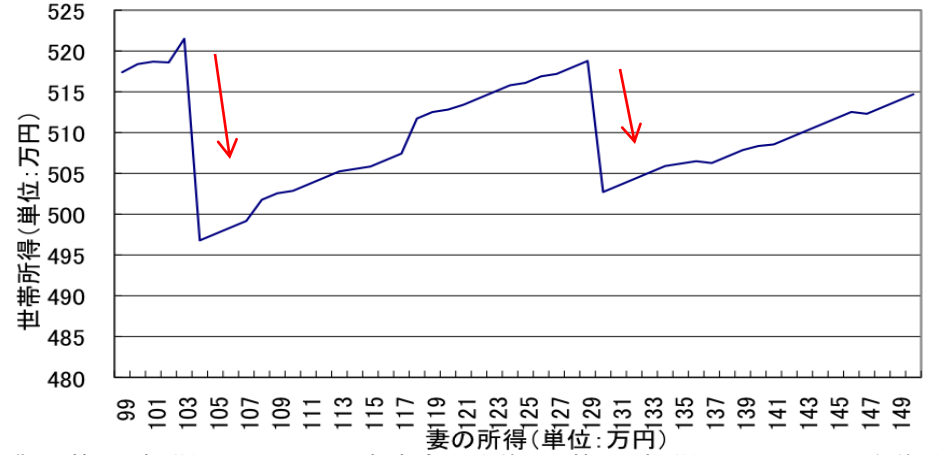
所定労働時間・日数		適用の有無
通常労働者の3/4以上		被保険者として適用対象
通常労働者の3/4未満	年収130万円以上	適用対象外 (国民年金、国民健康保険に加入)
	年収130万円未満	被扶養者として適用対象

納税者本人の
受ける控除額

配偶者控除・配偶者特別控除(所得税)について



税・社会保障制度が世帯所得に与える影響



出典: 日韓非正規労働フォーラム2009報告論文(主催: 日・韓非正規労働フォーラム2009組織委員会)
夫の年収を500万円に固定し、妻が労働時間を増やし、夫婦合算の税引後の手取り所得の変化

短時間労働者の就業調整の実態

○ 就業調整をしているパート労働者は、依然2割以上を占めており、現行の税・社会保障制度が就業調整を行う主な理由となっている。

● 年収又は労働時間を調整しているパート労働者の割合（％）

	平成13年	平成18年
調整している	22.6	20.4
関係なく働く	28.1	24.0
調整の必要がない	35.0	42.6
わからない	14.2	8.4
無回答	0.0	2.2

● 年収又は労働時間の調整理由（調整している者＝100％）

（％）

	平成13年	平成18年	
自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を支払わなければならない	71.7	65.8	1
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから	40.8	39.7	2
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	22.9	23.2	
一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で健康保険等に参加しなければならなくなるから	34.5	38.0	3
労働時間が週の所定労働時間20時間以上になると雇用保険に参加しなければならないため	3.9	4.7	
正社員の所定労働時間の3/4以上になると、健康保険、厚生年金等に参加しなければならないから	5.2	10.6	
会社の都合により雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当しないようにしているため	3.1	9.5	
その他	7.8	6.2	
無回答	0.1	0.3	

（出典）厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」